



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3688 号 2017.6.2 発行

ハーバードも科学する「幸せ」と「健康」

読売新聞 2017年6月1日



卒業式開催

卒業式の祝辞を述べるフェイスブックのマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者

5月25日、ハーバード大学の卒業式が開かれました。今年にはゲストスピーカーに同大を中退した米フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者が登場しました。あいにくの雨でしたが、会場には多くの人が集まり、ザッカーバーグ氏が「自己を実現しようとするだけでは不十分だ。

だれもが自己を実現できるような社会を作ることが大切なのだ。何かを実現しようというその思いこそ、真の幸福のもとなのだ」と語りかけると、大きな拍手が起きていました。

今回はハーバード大学公衆衛生大学院の「健康と幸せセンター（Lee Kum Sheung Center for Health and Happiness）」をご紹介します。個人の幸福と健康の関わりについては様々な研究があります。このセンターは、前向きな思考や仕事のやりがいなどが健康にどう影響するかを解明することを目的に、昨年4月に設立されました。



病気ではなく、ポジティブな面に焦点

これまでの医学や心理学研究は、病気や障害に焦点を当ててきました。しかし、同センター長のローラ・クブザンスキー教授は、「健康維持や病気やケガの回復を早めるのに役立つものは何か、といった建設的な面に注目するのは、等しく重要だ」と言います。

センター長を務めるクブザンスキー教授

これまで、ストレスや不安、孤独などの否定的な要因が、肥満や高血圧、糖尿病などの生活習慣病や心臓血管系の病気になる危険性を高めることが指摘されてきました。もっとも、病気でないことが、そのまま「健康」を意味するわけではありません。世界保健機関（WHO）は、健康について「単に病気、虚弱でないということだけでなく、肉体的にも精神的にもさらには社会的にも良好な状態」と定義しています。クブザンスキー教授は、「病気になる要因を特定するだけでなく、健康を増進させられる要因を見つけ出し、それを上手に活用することで、人々が健康になれるようにしたい」と研究の狙いを説明してくれました。

幸福であることと、健康であることがどう関わり合うかは、研究者の間でも意見が分かれています。「幸せ」が健康に良い影響を与えるだろうと示唆する研究は増える一方で、幸せだから健康になるのか、健康だから幸せなのかという因果関係ははっきりしません。2015年には、イギリスの医学誌「ランセット」に、「幸せであることが寿命を延ばすことにはならない」と、これまでの流れに反する論文が掲載され、大変注目を集めました。ただ、この論文に関しては、「幸せや健康の測り方が正確でない」などの異論が出ており、クブザンスキー教授も反論を発表しています。

幸せの指標開発も

センターは、研究の柱として、(1) 健やかな心と心臓血管系との関係 (2) 心を整え、ストレスに対処する「マインドフルネス」という技法の効果 (3) 健康に関する情報やその伝え方と、健やかさとの関係——を挙げています。幸せを測るための指標の開発も検討していて、最終的に実際の公衆衛生にこれらの研究が生かされることを目標にしています。

同大学院社会行動科学部長のイチロー・カワチ教授は、「これまで『幸福』は、主に心理学の分野で研究されてきました。公衆衛生の大学院に研究センターが出来るのはおそらく初めてで、それだけこの分野の重要性が認知されてきたといえます」と話しています。

80年の追跡調査

ハーバード大学には80年間続いている「成人発達研究」という有名な調査があります。

幸福感と健康の関わりを見る調査で、対象は1938年当時ハーバード大学の2年生だった男性268人です。(対象が男性だけなのは、当時大学には男子学生しかいなかったためです。のちの第35代大統領となるジョン・F・ケネディ氏もこのうちの一人でした)。その後ボストンの最貧地区に住む男性456人も加わりました。参加者は2年に一度、配偶者との関係や仕事の状況などについてアンケートに答えたり、5年に一度は健康についての情報を提出したりするほか、5～10年に一度は研究者と面談を行います。このうち存命なのは59人で、現在は、その配偶者や子供にも対象を広げています。

この研究から、健康で幸せに年を取るためには、友人や家族と、質の高い関係を築くことが大切であることがわかっています。研究の4代目の責任者で、同大医学大学院のロバート・ウォルディンガー教授は、昨年11月に同大で開かれた講演会で、「友人の数が多くか少ないかとは無関係に、友人や家族と信頼できる良い人間関係を築けた人は人生に満足し、健康を維持する割合が高い。逆に悪い人間関係や孤独は致命的」と話しました。

米国では、幸福についての研究がとても盛んなことを知り驚きました。冒頭のセンターでの研究には、日本人研究者も加わっています。研究の実験結果などが出るまで、あと数年はかかりそうですが、健康を増進させる要因がわかれば、長寿社会の日本でも参考になる点が多いことと思います。

スマホで手話 聴覚障害者の行政サービス利用を支援 東京・港区

NHK ニュース 2017年6月1日

東京・港区は聴覚障害がある人たちが、スマートフォンなどのアプリを使って手話通訳ができる人に行政への問い合わせなどを行ってもらえる取り組みを、1日から始めました。港区によりますところこの取り組みは自治体としては都内で初めてだということです。

この取り組みは、スマートフォンやタブレットのアプリのテレビ電話機能を使って、区内に住む聴覚や言語機能に障害がある人を支援するものです。

区が委託した業者に画面を通して手話や筆談で用件を伝えると、業者が区役所などに電話をしてその場で通訳しながら行政サービスの問い合わせなどを行います。

区ではこれまでも週に1日、区役所の窓口到手話通訳者を配置するなどの取り組みをしてきましたが、この取り組みで自宅や出先から手軽に区役所などに問い合わせができるようになります。

港区は1日からこの取り組みを始め、毎日、午前8時から午後9時まで利用できるということです。

港区によりますところこの取り組みは自治体としては都内で初めてだということです。

港区の武井雅昭区長は「聴覚障害者が外出先などで急に区や病院に連絡しなくてはいけないときなどにすぐに利用でき利便性が増す」と話しています。

西山美香受刑者の手紙（上）無実の訴え 1 2 年

中日新聞（2017年5月14日

手紙には無実の訴えが繰り返される（一部画像処理、アンダーラインは家族による）



自白を唯一の証拠に、有罪とされる事件は数多い。逮捕後二十日余の取り調べでの自白を裁判で否認しても、無罪になる例はむしろ少ない。

では、ここにある無実の訴えを獄中から十二年間書き続けてきた三百五十余通の手紙を、どうとらえるべきか。もはや一顧だに値しないのか。そんなはずはない。

「再審しんどくて…。でも殺人なんかしてへんし…でも刑務所から出れへんし…くやしくてたまらん」（二〇一六年六月）

元看護助手西山美香受刑者（37）＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で和歌山刑務所に服役、再審請求中＝が両親につづった無実の訴えは、刑の満了を八月に迎える今も続く。

事件は〇三年、植物状態の男性（72）が病院で死亡。警察は、異常を知らせる人工呼吸器のアラーム音を聞き逃した看護師らの業務上過失致死事件とみたが、当夜の院内で「アラームを聞いた」との証言は得られなかった。

◆彼女だけが別証言

だが一年後、彼女だけが「アラームは鳴った」と言い出した。県警本部から加わった三十代（当時）のA刑事による取り調べだった。

「鳴っていたはずやと言われ、うそをついてしまいました」（〇六年四月）

怒鳴られ、怖くなったから、という。実際、A刑事は別の事件の取り調べで無実の男性の胸ぐらをつかんで蹴り、懲戒処分を受けたこわもてだったが、優しい顔も巧みに使い分ける取調官だった。

「そしたら急に優しくなって、A刑事のプライベートなこととかいろいろ聞いて私のことを信用しているんな話も聞いてくれてすごくうれしかった」（同）

低学力だった彼女には、難関大学卒の兄二人に対し「自分はだめな人間」という劣等感と、人間関係が苦手な「友だちができない」という深い孤独感があった。

「A刑事に好意をもち きにいつてもらおうと必死でした」（〇七年五月）

だが、うそのせいで、日ごろ親身になってくれた看護師の取り調べが厳しくなると、彼女は気が動転した。署に通って取り消しを求めたが相手にされず、とうとう「私が人工呼吸器の管を抜いた」と警察すら予想しなかったことを口走った。

獄中手記にはこう書く。

「〇〇看護師のことを母子家庭ということ、責任が重大だからといって夜おそくまで調べられていると聞かされ、かわいそうになってしまい／私の責任にすれば〇〇さんはたすかると思い…」

“自発的な”供述を信じた警察は〇四年、彼女を殺人容疑で逮捕、資格が不要な看護助手の待遇への不満から病院を困らせようとした犯行、と発表した。

「病院に対する不満もきかれたので言ったら／Aにかつてにストーリーを作られ／ころそうなどとは思ってないのにと思ったが、いつも以上にAが私に対してやさしかったので、ついほろほろとなり」（獄中手記）

◆刑事に特別な感情

裁判では、警察も否定できない事実が次々に明らかにされた。彼女が取り調べ中にA刑事の手に手を重ねた。刑務所に移送される直前に抱きつき「離れたくない。もっと一緒にいたい」と訴えた。A刑事も拒まず、「頑張れよ」と肩をたたいた。A刑事の求めで、検察官あてに「もし罪状認否で否認してもそれは本当の私の気持ちではありません」という上申書を書いた。

二転三転を繰り返す供述調書は三十八通、「書かされた」上申書、自供書、手記は五十六

通。だが、一審で有罪、控訴、上告とも棄却され懲役十二年の実刑が確定した。自ら「殺しました」とうそをつくはずがない、という常識からだ。だが、それは本当に彼女に当てはまる“常識”だったのか。中学時代の恩師から気になることを聞いた。

当時教頭だった吉原英樹さん（73）は「思っていることをうまく言えない。今なら発達障害の傾向を疑うかもしれない。知的な面での不安も感じていた」。生徒指導だった伊藤正一さん（69）は「人と接するのが苦手で、いつも一人でした。やっていないのに認めてしまうことはあると思った」と話した。

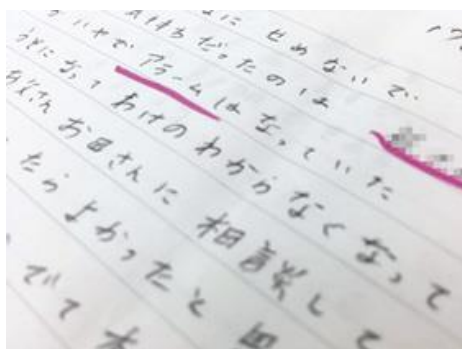
「私は〇〇さんを殺ろしていません」

手紙に繰り返し出てくる、送り仮名の「ろ」が余る彼女特有の訴えが、目をくぎ付けにする。

発達や知的障害に対する司法の無理解が問題視されている。苦手な受け答えでの誤解がもとで、実際に冤罪（えんざい）事件も起きている。西山受刑者の捜査・裁判でも障害の可能性は一切検討されなかった。事件を再検証する。（次回は21日）＝大津支局 角雄記

西山美香受刑者の手紙（中）強要されたうそ

中日新聞 2017年5月21日



自白の「自発性」疑問

両親にあてて「わけのわからなくなって」とパニックに陥った自白の場面を振り返る手紙（一部画像処理）

「呼吸器のチューブを外して殺した」（供述調査）

殺人の手口になるこの供述を、当時24歳の看護助手（資格不要）だった西山美香受刑者（37）＝殺人罪で和歌山刑務所に服役、再審請求中＝は逮捕される前、取調室で自ら語りだした。強要も、脅しもなかった。裁判での否認を受け入れなかった理由を2005年11月、1審大津地裁の判決はこう書く。

「身柄拘束を受けない状態で／自ら殺人の事実を供述し／自白には極めて高い自発性を認めることができる」

しかし、彼女はその後もずっと「殺ろしていません」（原文のまま）と刑務所から両親に書き続けている。なぜ「自白」したのか。

◆窮地の同僚かばう

「（呼吸器の）アラームは鳴っていたとうそをついてしまい／つじつまがあわなくなって／（看護師の）〇〇さんにメールしたら『私はもうだれとも話が出来ない状態ではない』と届いて〇〇さんを追いつめてしまったと思いう私が殺ろしたことにしようと思った」（06年4月の両親への手紙）

重要なのは、殺人という致命的な「うそ」の自白をする出発点は、人工呼吸器のアラームが「鳴っていた」と言っただけだったことにある。その理由を、弁護士あての手紙で「なあっていいひん（＝いない）もん（を）なったとは言えんと抵抗してましたが／（A刑事が）机をバンとしたりイスをけるマネをしたり」と書き、大阪高裁にあてた再審の上申書では「（死亡した患者の）写真をならべて／机に顔を近づけるような形に頭を押し付けてきました。こわくてたまらなかった」と訴える。

死亡の背景に、看護師が居眠りしてアラームを聞き逃した「過失」があったとみる警察は、死亡から1年たっても「鳴っていた」という証言が取れず、捜査が立ち往生。のどから手が出るほど欲しかった「鳴っていた」との供述を得たA刑事が一転して優しくなる場面、彼女は同じ上申書にこう書く。

「私は幼いころから兄が優秀で比べられ／他の人は兄と比べて私はだめ人間みたいになってきたのに、A刑事は、西山さんはむしろかしこい子だ、普通と同じでかわった子ではない／心を許していこうと思ったじんぶつでした」

Aの好意を受け続けようとして1カ月近く「鳴った」と言い続けた彼女は、当夜の当直責任者の看護師に「聞き逃した」という追及が日ごと激しさを増していると知って責任を感じ、供述を撤回しようとして「実は鳴っていません」と書いた手紙を携え、何度も警察署を訪ねている。

「自白」の1週間前には午前2時10分という尋常ではない時間に手紙を届けた。だが、警察はがんとして「撤回」を受け入れず、「居眠り看護師による過失致死」事件に向かって突き進んだ。袋小路に陥った彼女は「鳴っていた」ことにして、同僚を救うしかなくなった。それが「自分のせいにする」ことだった。

殺害の自白をする2日前に書いた自供書にはこうある。

「やけくそで布団をかけたら、なんかジャバラ（呼吸器の管）がはずれたような気がした」

自白した日の自供書ではこう変わる。

「呼吸器のジャバラの部分をひっぱってはずしました」

同じ04年7月2日、A刑事が書き上げた供述調書は最終的にこうなった。

「呼吸器のチューブを外して殺した。私がやったことは人殺しです」

◆自滅して出た言葉

これを判決は「極めて高い自発性がある」と決め付けるが、そうだろうか。「アラームが鳴った」という誤ったことを半ば暴力的に言わされ、強要され続けた「うそ」を前提にした自白は「自発性」を論じるに値するのか。夜も眠れないほど悩み、取調室で自滅していくように出た言葉を「自ら供述した」と額面通りには受け取れない。

「アラームはなっていたと嘘をついたらどんどんうそになってわけのわからなくなってしまいました」（05年8月の両親への手紙）

自白する日の午前中、彼女は病院の精神科を訪れた。「不安神経症」と診断した医師との問診で、驚くべき言葉がカルテに残されている。

「実はアラームが鳴っているのを聞いた。看護師さんが鳴っていないと言うのであわせていた」

警察に強要され続けたうその呪縛から逃れられず、医師にさえ、うその供述をおうむ返しに言うことしかできなくなっていたのか。

最後の言葉は「嘘を続けられなかった。自分は弱いのか?」。うそと本当が倒錯した問いをカルテの最後に見た専門家は言う。

「うつ状態。いつ自暴自棄になってもおかしくない」

自白の供述は、診察の数時間後だった。（次回は28日）＝大津支局 角雄記

西山美香受刑者の手紙（下）「発達」「知能」検査

中日新聞 2017年5月28日

「無防備な少女」に再審を

「いつもこれくらいスピード出しても...」。白バイ警官との応答を見る検査で西山受刑者の「無防備」な性格が表れた

刑務所の面会室。アクリル板越しに発達障害の傾向を見る検査の設問で、精神科医と臨床心理士は、その回答に目を奪われた。

「学校の前だというのに、時速60キロも出したりして一体どこへ行くつもりですか?」。白バイ警官に運転者が答える場面で、彼女は「すみません。いつもこれくらいスピード出してもなにも言われなくて...」と書き込んだ。

「家族が病気で、とか何か弁解するのが普通。何とも無防備な答え」「不用意なひと言で、さらに窮地になることが想像できていない」。ともに数百人以上にこの検査をした経験から「自分を守ろうとする意識がまるでない答え」と口をそろえた。



自白に障害影響か

「殺ろしていません」(原文のまま)。350余通の手紙で両親に訴えてきた元看護助手(資格不要)西山美香受刑者(37)＝殺人罪で懲役12年、和歌山刑務所に服役、再審請求中＝の発達・知能検査を、私たちは弁護団と協力し4月中旬、行った。恩師や家族の取材から、不自然な「自白」に何らかの障害が関係しているのではないかと考えたからだ。

「男性の気を引きたいというだけの理由で虚偽の殺人を告白することは通常考えられない」

2005年、大津地裁は判決でそう断じた。もしも、障害を伴う未熟な被告であれば「通常」の前提はまるで変わるはずだ。逮捕から2カ月、ことの重大さにそぐわない手紙が両親に届いている。

「こっち(拘置所)はご飯もおいしいし、おやつがでるし、夏やったらアイスがでるんやで～/早くさいばんすんで家に帰りたいわ」(04年9月)

次第に大きくなる後悔の言葉もどこか幼い。「やってもいないことをやったといい、こんな結果になってごめんなさい」(06年10月)

臨床の現場で多くの発達・知的障害の人に接してきた小出将則医師(55)＝愛知県一宮市、一宮むすび心療内科院長＝は、両親との面接、すべての手紙、小中学校の通知表、作文を調べた上で臨床心理士の女性(50)と西山受刑者の発達・知能検査に臨んだ。

結果は知能が「9～12歳程度」で軽度知的障害と判明。不注意や衝動性がある注意欠如多動症(ADHD)が明確になり、こだわりが強い自閉スペクトラム症(ASD)も「強い傾向」が示された。

小出医師は「ある程度の知的レベルがあるがゆえに、周りが気づかず、“通常”の扱いを受けてしまうゾーン。同じような人は多い」。検査に立ち会った第二次再審の主任弁護人、井戸謙一弁護士は彼女と何度も面会し、手紙のやりとりを続けるが、結果は「意外だった」と言う。一審、第一次再審の弁護人の誰ひとり「障害」に言及していないことが、見た目や普段の会話から判断する難しさを裏付ける。

検査中、話のつじつまがあわなくなると途端に口ごもり、黙りこくる様子を見た臨床心理士は「10歳前後の子どもは、困ったときにつじつまの合わないうそを後先考えずに言うてしまうことがある。彼女がそうだったとしても不思議ではない」と話した。

植物状態だった患者＝当時(72)＝の人工呼吸器のアラームは鳴らなかった。しかし、彼女は刑事に威圧されて「鳴った」と言った。優しくなった刑事を好きになり「鳴った」と言い続け、同僚の看護師が「居眠りして聞き逃した」疑いで厳しく追及された。助けようと、供述の撤回を何度も警察に求めたが拒絶されて追い詰められ、うつ状態になり「私が殺ろしたことにしようと思った」(06年4月、両親への手紙、原文のまま)と打ち明ける。

筋書きに乗って？

大人でさえ判断を誤りかねない状況に、もし「パニックになりやすい傾向のある子ども」が置かれたら...。知的障害を伴う発達障害は「パニック状態で判断力を失い、自暴自棄になりやすい」と小出医師は言う。だとすれば、うその「自白」が何をもたらすかの想像力を欠く「無防備な少女」が捜査機関の筋書きに乗せられ、その「うそ」を根拠に裁かれた可能性がありはしないか。

発達障害者支援法が施行されたのは一審大津地裁判決と同じ05年。その10年後、第二次再審請求を棄却した大津地裁の決定は「自白の信用性は、裁判官の自由な判断に委ねられるべき」と説く。自白偏重の古い体質を改め、支援法への深い理解を踏まえていなければ、その自由は独善にすぎない。

彼女の障害は決して「まれ」ではない。同じ困難に苦しむ人は誰の隣人にもいる。一刻も早い再審を求めたい。

雄和の陶芸家、集大成の作品展 障害ある長男と共に活動 秋田魁新報 2017年6月1日



長男の聖さん（右）をそばで見守りながら陶芸作品を作り続けてきた高橋さん

障害のある長男と共に充実した生活を送れる場をつくろうと陶芸家になり、息子の成長を見守りながら作品を作り続けてきた秋田市雄和の高橋和起さん（64）の最後の作品展が、1日から同所田草川の工房・幸炎



窯で開かれている。

高橋さんは「自然の中にある工房を散策しながら親子の生活も見てほしい。障害児の親が子どもの将来を考える機会になれば」と話している。

作品展は5日まで。これまでに制作した自然釉や素焼きの皿やカップなど約300点を展示する。入場無料。開場は午前9時～午後4時。問い合わせは高橋さんTEL080・2837・5251

介護福祉士の合格者、一気に減少 受験資格が厳格化、人材不足恐れ

福井新聞 2017年6月1日

福井県の介護福祉士合格者数の推移



3月に発表された2016年度の介護福祉士国家試験の合格者が、福井県内は320人で15年度(661人)に比べて半数以下に落ち込んだ。今回から実務経験者を対象とした受験資格に450時間(無資格者の場合)の研修が追加され、全国的に受験者が激減したことが主な原因とみられる。県内関係者は「将来的には介護人材不足に拍車がかかる恐れがある」と懸念を強めている。

厚生労働省によると、1月29日に筆記が行われた16年度国家試験の受験者は全国7万6323人で、前年度の15万2573人から半減した。合格率は過去最高の72・1%になったが、合格者は5万5031人と前年度を大幅に下回った。

県内合格者は、07年度以降におおむね500～600人台で推移し、13年度は755人に上った。一方で、受験資格が変わった16年度の合格者320人は、山梨県(283人)に次ぎ、全国2番目の少なさとなった。

高齢者施設でつくる県老人福祉施設協議会の荒木博文会長は「実務者研修の影響しか考えられない」と指摘する。これまでは無資格で働き始めても、3年以上の実務経験があれば受験資格が得られた。施設の規模などによっては働きながら研修を受ける時間をつくるのが難しく、費用も10万～20万円程度かかる。

受験資格の厳格化は、介護職の専門性を高め、給与アップなど処遇改善につなげる狙いがある。荒木会長が園長を務める光道園では、職員の受講費用に対する独自の補助制度を設けて、希望者は資格を取るよう促している。「専門性を持った職員として育てる担保がなければ、採用時に人が集まらない」と強調する。

一方で、「中小規模の施設で職員の受講機会を確保するのは、財政的にも人員的にも非常に大変。一定の実務経験がある人に、本当に450時間の研修が必要か検証する必要がある」と指摘する。

県は、職員の受講で雇用した代替職員の人件費に対する補助事業を設けている。年間200人分程度の利用を見込んで予算化しているが、16年度の利用は9法人で計36人分

にとどまった。

県長寿福祉課の担当者は「事業の初年度で周知不足だった。4、5月に代替職員を確保するケースが多く、6月から補助の受け付けを始めた影響もある」と説明する。ただ、荒木会長は「介護現場は慢性的な人手不足で、研修中だけの代替職員を確保するのは難しい」と語り、研修の受講費用を直接補助した方が現実的だと訴える。

厚労省が15年にまとめた推計では、25年度に県内の介護職員が1700人以上不足するとされている。現場では介護福祉士の資格がなくても働けるため、合格者の激減で運営がすぐに立ちゆかなくなるわけではない。ただ、介護福祉士を養成する専門学校などの入学希望者も減っており、現場の中心になる専門職の確保と質の向上のバランスをどう取るかが、大きな課題になっている。

社説：待機児童「ゼロ」 先送りの繰り返しは許されぬ 読売新聞 2017年6月2日

保育所に入れない待機児童をゼロにする。女性の活躍推進と少子化の克服に向けた重要課題である。先送りを繰り返すことは許されない。

政府が、待機児童解消のための新プランをまとめた。2018年度から3年間で、新たに22万人分の保育の受け皿を整備し、遅くとも20年度末までに待機児童を解消する目標を掲げた。

現行のプランでは、17年度末までの解消を目指し、約50万人分の受け皿の確保を進めてきた。新プランは事実上、目標の達成を3年間、先送りするものだ。

受け皿が増えると、子供を預けて働きたいと思う親が増える。都市部を中心に、需要増に施設の整備が追いつかない。需要予測が甘かったことは否めない。

新プランは、働く女性の増加を想定し、受け皿を22年度末までに10万人分追加することも打ち出している。計32万人分の拡大となる。25～44歳の女性の就業率が、現在の73%から80%に上昇しても、対応が可能になるという。

保育の受け皿を大幅に増やし、女性の活躍を促す狙いは妥当だ。今度こそ、子育て世帯の声を真摯に受け止め、適切な整備計画を練り上げねばならない。

待機児童は昨年4月時点で2万3553人に上る。保育所に入所できず、やむなく親が育児休業を延長した場合など、従来は集計から除外されていた「隠れ待機児童」も含めれば、9万人を超える。

特に重要なのは、待機児童の7割を占める1～2歳児の受け皿拡大だ。3～5歳児向けの幼稚園を、保育も行う「認定こども園」に移行させる。空き店舗などでも開設できる小規模施設を機動的に増やす。こうした対策は有効だ。

財政難や用地不足を理由に、整備に消極的な自治体もある。受け皿を拡充しなければ、少子化の流れは止まらない。政府は自治体への支援を強化する必要がある。

保育士の確保も急務である。施設を新設しても、保育士が集まらず、受け入れ枠の縮小を余儀なくされるケースが少なくない。

政府は今年度から、保育士の賃金を月平均6000円引き上げ、キャリアに応じて最大月4万円加算する仕組みを導入したが、他産業との格差は、なお大きい。一層の処遇改善が求められる。

新プランの実施には、新たな財源が不可欠だ。自民党内では、現役世代から保険料を徴収する「こども保険」構想も浮上している。次世代育成の費用を社会全体でどう賄うか、議論を深めたい。

